

# 令和 7 年 第 1 回 議 会 説 明 資 料 ( そ の 2 )

	ページ
第 2 令和 7 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案 【議案第 2 号】	
1 予算の総括 .....	1
2 事業の概要 .....	5
3 予算（目別） .....	19
4 財政状況 .....	35
5 令和 7 年度機構整備及び職員配置計画 .....	38
第 3 福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に 関する条例の一部を改正する条例案 【議案第 3 号】 ...	39
第 4 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例案 【議案第 4 号】 ...	45

福岡地区水道企業団

第2 令和7年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案  
【議案第2号】

1 予算の総括

(1) 収益的収支

款・項	令和7年度 予 算 額 ①	令和6年度 予 算 額 ②	増減(△)額 ①-②
	千円	千円	千円
1. 水道用水供給事業収益(A)	13,059,071	12,735,143	323,928
1. 営 業 収 益	11,697,975	11,517,982	179,993
2. 営 業 外 収 益	1,361,096	1,210,880	150,216
▲特 別 利 益	—	6,281	△ 6,281
1. 水道用水供給事業費用(B)	12,582,911	12,058,206	524,705
1. 営 業 費 用	12,460,122	11,954,078	506,044
2. 営 業 外 費 用	117,636	99,128	18,508
3. 特 別 損 失	153	—	153
4. 予 備 費	5,000	5,000	—
収 支 差 引 額 (A)-(B)	476,160	676,937	△ 200,777

▲：令和7年度予算なし

(2) 資本的収支

款・項	令和7年度 予 算 額 ①	令和6年度 予 算 額 ②	増減(△)額 ①-②
	千円	千円	千円
1. 資本的収入(A)	5,210,569	4,391,054	819,515
1. 企業債	3,315,000	2,552,000	763,000
2. 国庫補助金	998,709	711,263	287,446
3. 出資金	882,733	1,127,791	△ 245,058
4. その他の資本的収入	14,127	—	14,127
1. 資本的支出(B)	10,502,750	9,463,844	1,038,906
1. 設備費	7,959,118	6,071,091	1,888,027
2. 国営事業等負担金	1,454,364	1,919,456	△ 465,092
3. 償還金	1,044,396	1,468,297	△ 423,901
4. 国庫補助金返還金	39,872	—	39,872
5. 予備費	5,000	5,000	—
資本的収支過不足額 (A) - (B)	△ 5,292,181	△ 5,072,790	△ 219,391

注 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,292,181千円は、損益勘定留保資金等で補てんする。

(3) 債務負担行為

① 収益的支出

事 項	期 間	限 度 額
寺内ダムの管理に係る負担金	令和8年度から 水利使用期間	千円 寺内ダム施設の管理費に 1,000分の154.7を乗じた額の うち1,000分の908.1相当額
筑後大堰の管理に係る負担金	令和8年度から 水利使用期間	筑後大堰施設の管理費に 1,000分の114を乗じた額相当 額
海水淡水化施設維持管理業務委託	令和8年度から 令和11年度まで	3,687,000
海水淡水化施設修繕工事 (令和7年度分)	令和8年度	381,000
送水施設修繕工事 (令和7年度分)	令和8年度	62,000

② 資本的支出

事 項	期 間	限 度 額
海水淡水化施設設備更新工事 (令和7年度分)	令和8年度から 令和12年度まで	千円 令和8年度以降 13,871,000
牛頸浄水場等設備更新工事 (令和7年度分)	令和8年度から 令和9年度まで	令和8年度以降 1,321,000
管路整備工事 (令和7年度分)	令和8年度から 令和9年度まで	令和8年度以降 3,649,000

(4) 企業債 起債限度額 3,315,000 千円

(5) 一時借入金 借入限度額 500,000 千円

(6) 予定支出の各項の経費の金額の流用

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(7) 構成団体からの補助金 9,316 千円

(8) 重要な資産の取得

取得する資産

種類	名称	数量
工具器具及び備品	液体クロマトグラフ質量分析計	1 台

## 2 事業の概要

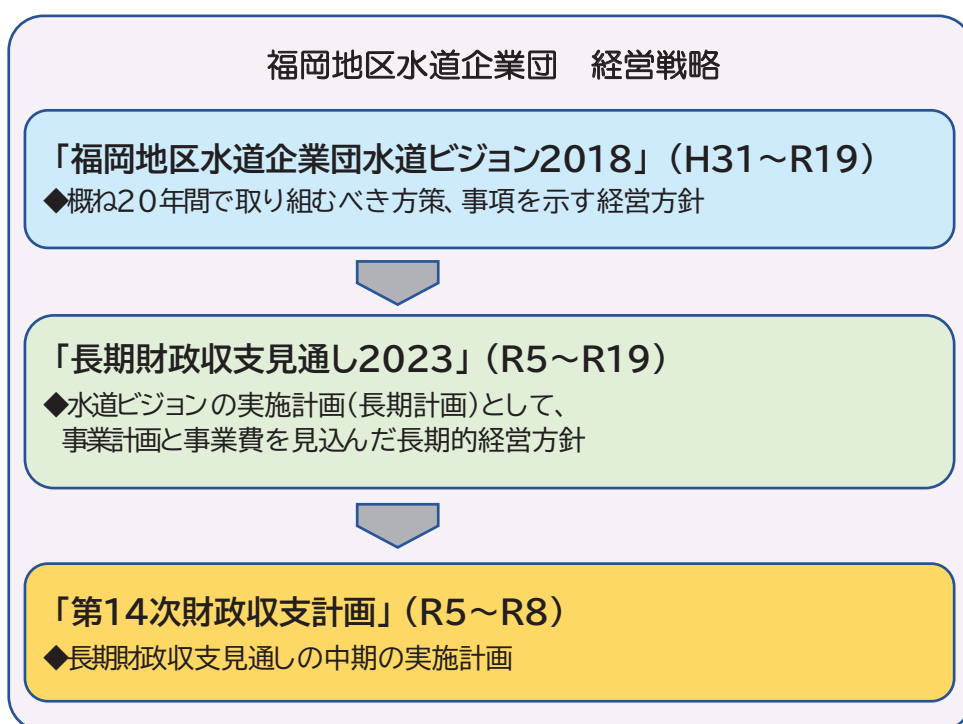
### (1) 福岡地区水道企業団の基本方針

#### ① 使命

将来にわたって安全で良質な水道用水を安定的に供給するとともに、それらを支える安定経営を持続していく。

その実現のため、経営方針である「福岡地区水道企業団水道ビジョン 2018」、水道ビジョンの実施計画の「長期財政収支見通し」及び中期の実施計画の「財政収支計画」を策定し、計画的に事業を実施している。

#### ② 経営戦略



#### ③ 「第15次財政収支計画」の策定スケジュール

現在の第14次財政収支計画が令和8年度で期間満了となるため、次期財政収支計画の策定に着手する。

また、物価上昇に伴い損益及び経常収支比率が減少するなど、厳しい経営環境にあることから、あわせて長期財政収支見通しを見直すこととする。

R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)	(2034)	(2035)	(2036)	(2037)
水道ビジョン2018																		
				長期財政収支見通し2023														
第13次財政収支計画				第14次財政収支計画				第15次財政収支計画										

## (2) 用水供給事業

### ① 用水供給先 6市、6町、1企業団、1事務組合（10市、6町）

福岡市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、春日那珂川水道企業団、古賀市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、新宮町、宗像地区事務組合、糸島市

### ② 用水供給水量

区分	令和7年度	令和6年度	差引
年間供給水量 ( $\text{m}^3$ )	91,567,674	91,567,674	—
一日平均供給水量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	250,870	250,870	—

注1 予算の用水供給水量は、供給協定水量の99%で計画

#### 【参考】 構成団体別 年間用水供給協定水量

(単位：千 $\text{m}^3$ )

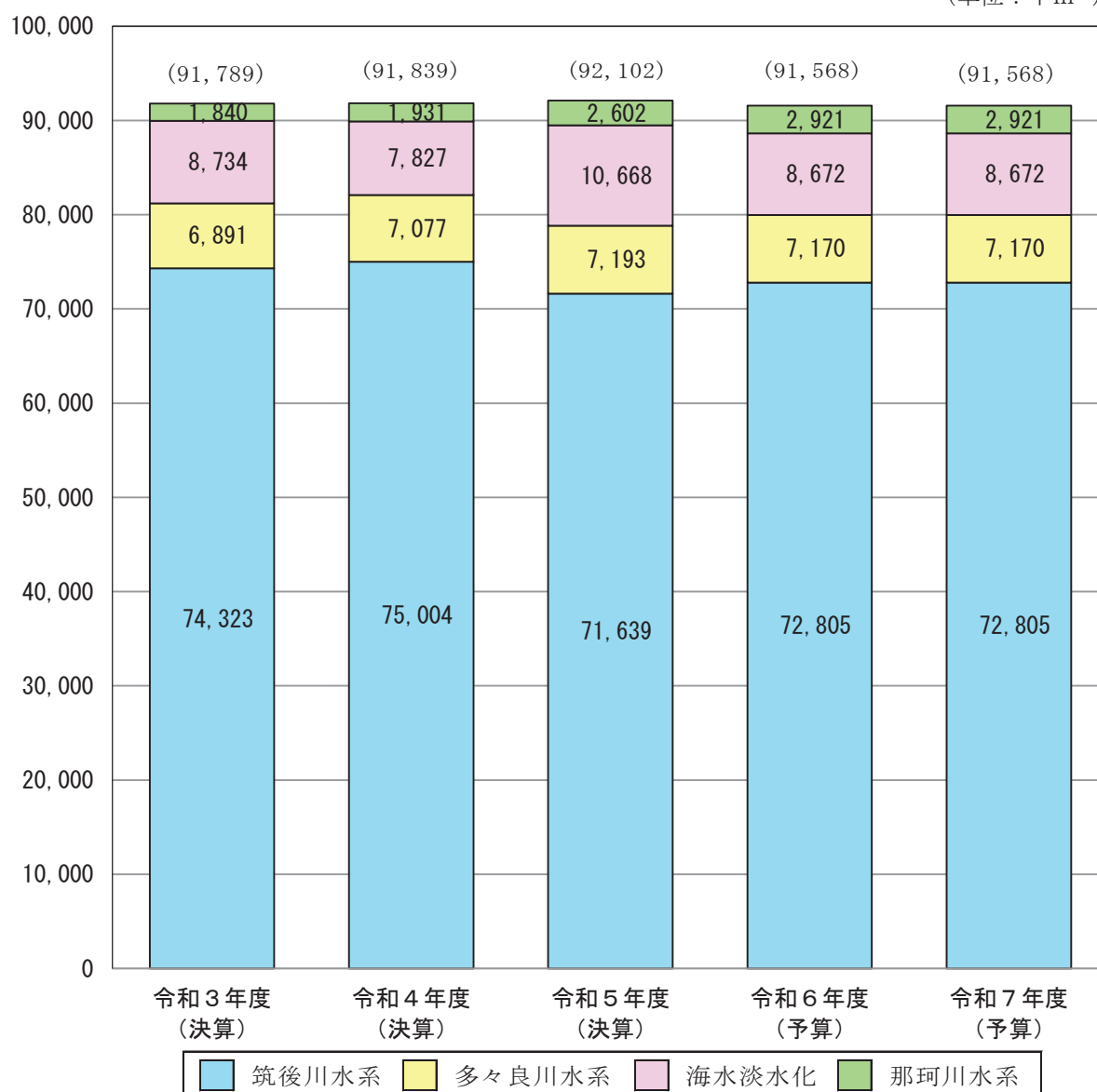
団体名	令和7年度 供給協定水量	団体名	令和7年度 供給協定水量
福岡市	50,566	志免町	2,185
大野城市	5,745	須恵町	1,692
筑紫野市	5,884	粕屋町	2,727
太宰府市	4,108	篠栗町	1,625
春日那珂川水道企業団	4,156	新宮町	2,004
古賀市	2,991	宗像地区事務組合	841
宇美町	2,687	糸島市	5,282
		合計	92,493

注1 供給協定水量とは、「水道用水供給に関する協定書」に基づく供給水量をいう。

## ○水源別 用水供給水量

【年間】

(単位：千m<sup>3</sup>)



## 【一日平均】

(下段は全体に占める割合、単位：m<sup>3</sup>/日)

区分	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (予算)
筑後川水系	203,625 81.0%	205,490 81.7%	195,735 77.8%	199,464 79.5%	199,464 79.5%
多々良川水系	18,881 7.5%	19,390 7.7%	19,652 7.8%	19,645 7.8%	19,645 7.8%
海水淡水化	23,930 9.5%	21,445 8.5%	29,147 11.6%	23,760 9.5%	23,760 9.5%
那珂川水系	5,040 2.0%	5,289 2.1%	7,108 2.8%	8,001 3.2%	8,001 3.2%
合計	251,476 100.0%	251,613 100.0%	251,644 100.0%	250,870 100.0%	250,870 100.0%

注1 令和5年度はうるう年

注2 単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。



### ③ 料金収入

(単位：千円)

区 分	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (予算)
基本料金	9,489,277	9,489,277	9,555,789	9,551,802	9,715,444
使用料金	917,886	918,388	921,016	915,676	915,676
小 計	10,407,163	10,407,665	10,476,805	10,467,478	10,631,120
消費税及び 地方消費税	1,040,716	1,040,766	1,047,680	1,046,747	1,063,112
合 計	11,447,879	11,448,431	11,524,485	11,514,225	11,694,232

注1 令和5年度はうるう年

#### ○ 用水供給料金（税抜き）

- ・ 基本料金：157円/m<sup>3</sup> × 基本水量（基本水量 = 1日最大供給水量 × 調整率）
- ・ 使用料金：10円/m<sup>3</sup> × 使用水量

#### ○ 基本料金の減免

- ・ 調整率（67.5%）による軽減を継続
- ・ 五ヶ山ダムによる企業団の増量分を80%減免（令和7年7月まで）

### (3) 主要事業

#### ① 海水淡水化施設の設備更新

海水淡水化センター及び多々良混合施設の設備については、更新時期を迎えた設備ごとに更新を行う。

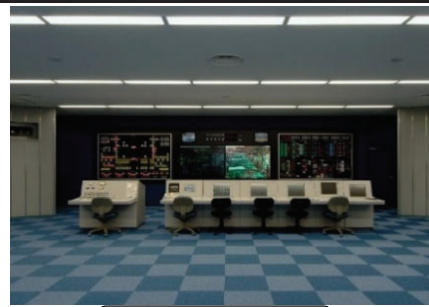
##### 【令和7年度の取組】

- 海水淡水化センター 高圧RO膜設備更新工事（令和5～8年度）
- 海水淡水化センター 高圧ROポンプ設備外更新工事（令和7～12年度）
- 海水淡水化センター 監視制御設備更新工事（令和7～9年度）等  
（単位：千円）

事業計画	令和7年度	令和6年度	増減(△)
海水淡水化施設の設備更新	1,211,696	552,101	659,595



高圧ROポンプ設備



監視制御設備

#### ② 牛頸浄水場の改良・更新

機能維持を図るため、牛頸浄水場及び送水施設の機械・電気設備の機能維持を図るため、定期的な点検・整備を行うとともに、設備ごとに更新を行う。

##### 【令和7年度の取組】

- 牛頸浄水場 ろ過池防水工事（4池/24池）（令和5年度～令和10年度）
- 粕屋南ポンプ場 電気設備更新工事（令和6年度～令和7年度）等  
（単位：千円）

事業計画	令和7年度	令和6年度	増減(△)
牛頸浄水場の改良・更新	826,540	328,746	497,794



牛頸浄水場 ろ過池



粕屋南ポンプ場

### ③ 水質管理機能の強化

牛頸浄水場の送水エリアにおける残留塩素濃度低下事象や、送水管路の二重化等による送水環境の変化に対応するため、水質管理機能の強化を図る。

#### 【令和7年度の取組】

- 大隈ポンプ場外水質計器設置工事（令和6年度～令和7年度）
- 水質計器設置等に伴う遠方監視制御装置改修工事（令和6年度～令和7年度）

等

(単位：千円)

事業計画	令和7年度	令和6年度	増減(△)
水質管理機能の強化	486,684	844,569	△ 357,885



大隈ポンプ場



水質計器

#### ④ 管路の耐震化

管路整備計画に基づき、大規模地震に備えた耐震化及び危機対応のための機能強化を実施する。

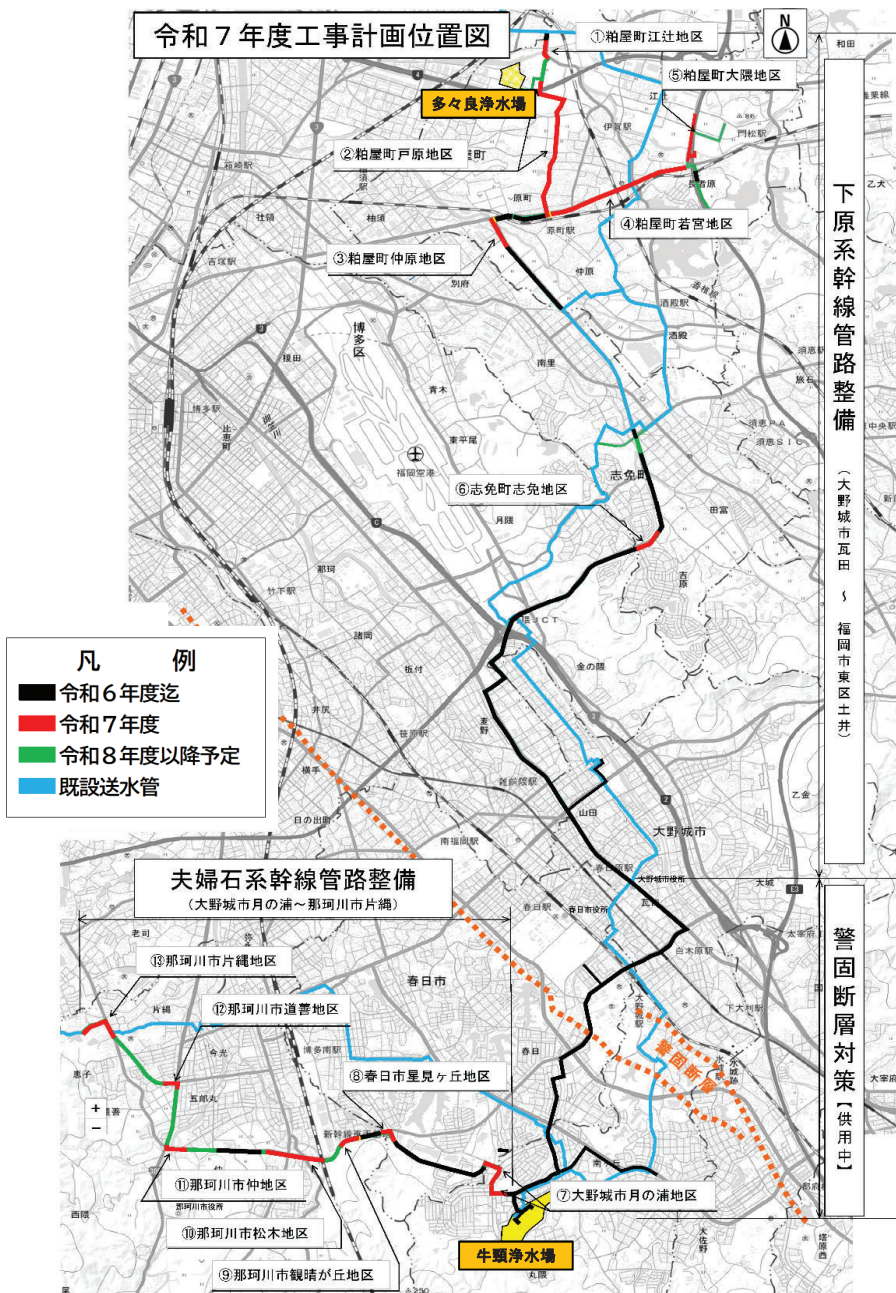
#### 【令和7年度の取組】

##### 下原系・夫婦石系幹線管路整備

- 夫婦石系片縄地区送水管布設工事（その1）（令和7～9年度）
- 志免町志免地区下原系送水管布設工事（その5）（令和7～8年度） 等

(単位：千円)

事業計画	令和7年度	令和6年度	増減(△)
下原系・夫婦石系 幹線管路整備	4,848,322	3,731,332	1,116,990



⑤ 福岡導水施設地震対策（独立行政法人水資源機構実施事業）

福岡導水施設の耐震性を確保し、将来にわたり安定的に水道用水を供給するために、事業主体である（独）水資源機構が地震対策を行うもので、当企業団はその費用の一部を負担する。

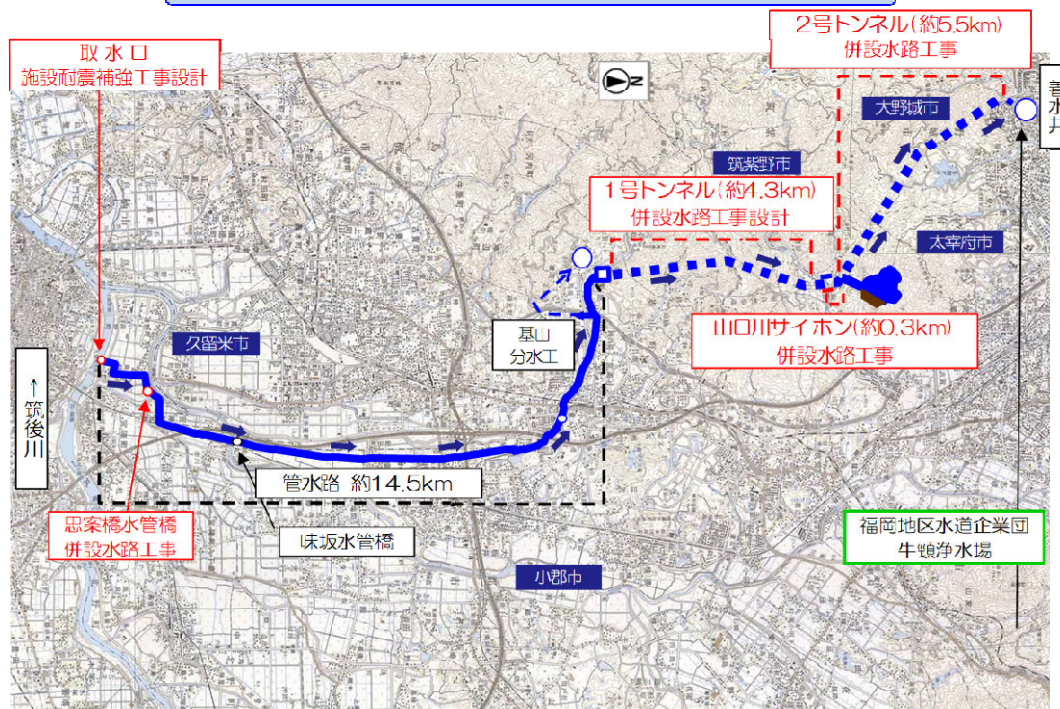
【令和7年度の取組（水資源機構）】

- 2号トンネル併設水路築造工事
- 思案橋水管橋併設水路築造工事 等

（単位：千円）

事業計画	令和7年度	令和6年度	増減(△)
水資源機構負担金	1,426,929	1,919,456	△ 492,527

福岡導水施設平面図（赤字は令和7年度事業対象箇所）



提供：（独）水資源機構筑後川下流総合管理所福岡導水事業

【参考】総事業費及び事業工期の変更案

社会情勢や現場条件の変化等に伴う総事業費及び事業工期の変更案について、事業主体の（独）水資源機構と協議を行っている。

	現行	変更後
総事業費	約290億円	<b>約520億円</b>
佐賀東部水道企業団分	約2億円	約3億円
福岡地区水道企業団分	約288億円	約517億円
国庫補助金【1/3】	約96億円	約172億円
構成団体出資金【1/3】	約96億円	約172億円
企業団自己資金【1/3】	約96億円	約172億円
事業工期	15年 (H30～R14年度)	<b>18年</b> (H30～ <b>R17</b> 年度)

- ・（独）水資源機構は、令和7年中に事業実施計画の変更内容案を確定させ、当企業団を含む福岡導水施設の利水者へ意見照会を行う予定
- ・当企業団においては、事業実施計画の変更について、構成団体と協議・調整を行い、令和8年2月議会で報告の上、水資源機構へ回答予定

## ⑥ 地球温暖化対策の推進

「地球温暖化対策実行計画」（令和5年12月策定）に基づき、気候変動の原因となる温室効果ガス排出量削減に取り組む。

### 【新規】

- ア 浸透圧発電の稼働
- イ 太陽光発電の導入
- ウ ディマンド・レスポンスの導入
- エ 再生可能エネルギー由来電力等の導入

### 【継続】

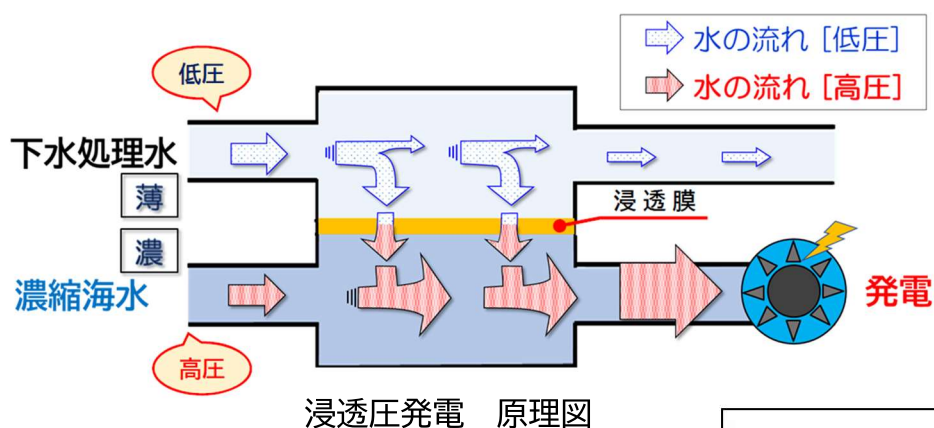
- オ 照明設備のLED化（平成25年度～令和12年度）
- カ 省エネ機器の導入 動力回収装置<sup>※</sup>等（～令和12年度）

※ 動力回収装置：淡水製造時に排出される高圧濃縮海水の圧力エネルギーを回収

### 【新規】ア 浸透圧発電の稼働

【予算： ー 千円】

地球温暖化対策の取組として、海水淡水化センターから排出される濃縮海水を活用して、発電を行う。令和7年春から試験運転を行ったうえで夏頃の運転開始を目指している。



建設状況  
(令和7年1月)

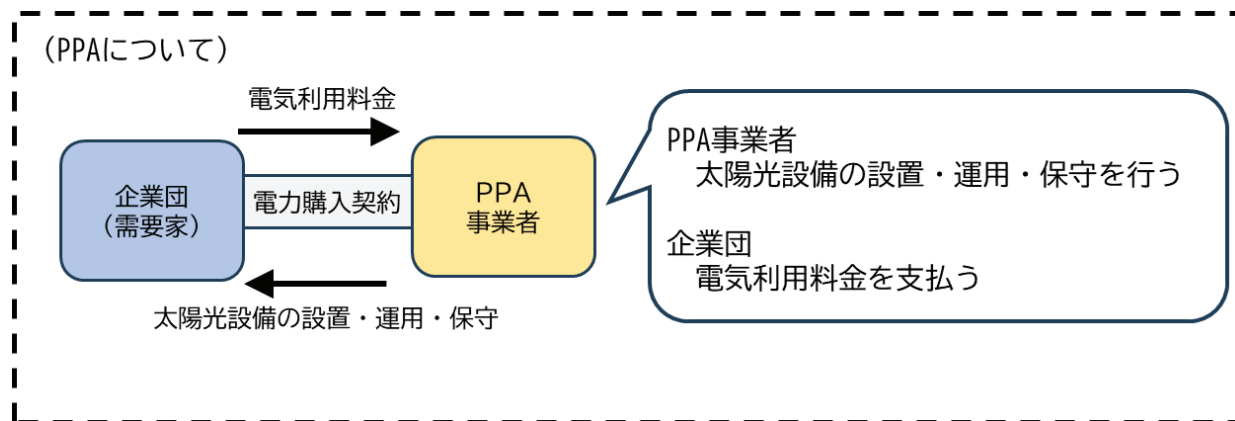
【新規】イ 太陽光発電の導入

【予算： ー 千円】

企業団の所有施設において、PPA方式を活用した太陽光発電の導入を行う。

令和7年度 業者選定、場所の決定、設置工事

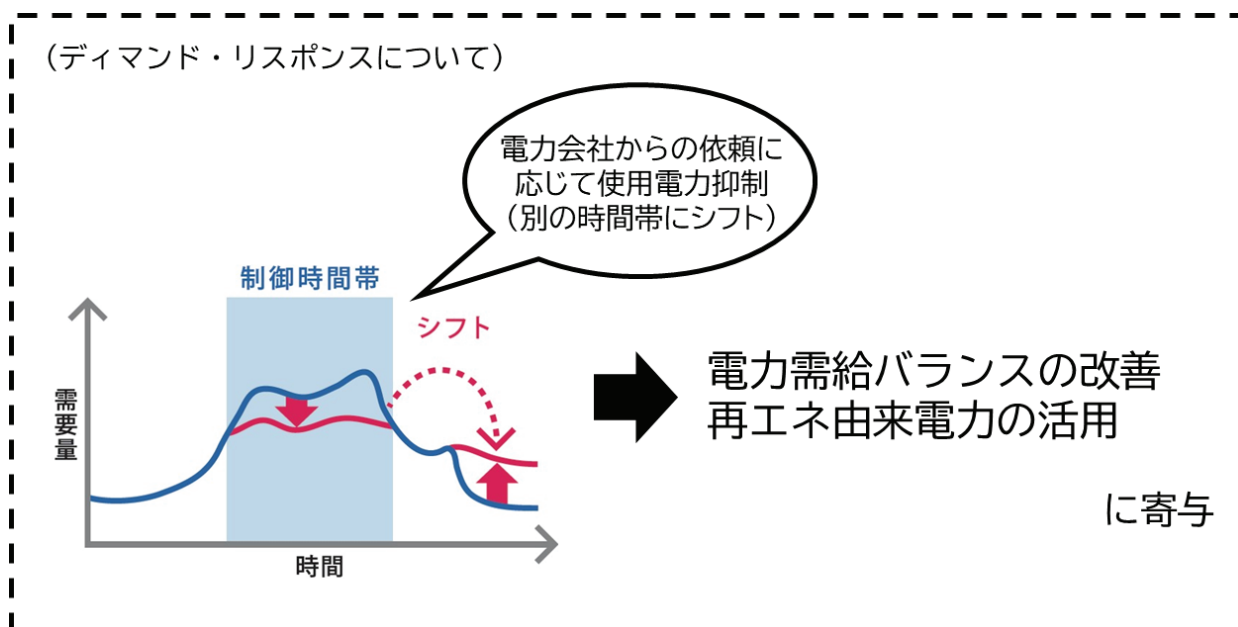
令和8年度 発電開始 発電した電気を企業団が購入



【新規】ウ ディマンド・レスポンスの導入

【予算： ー 千円】

令和9年度の海水淡水化センターでのディマンド・レスポンスの実施に向け、令和7～8年度は実効性テストを行う。



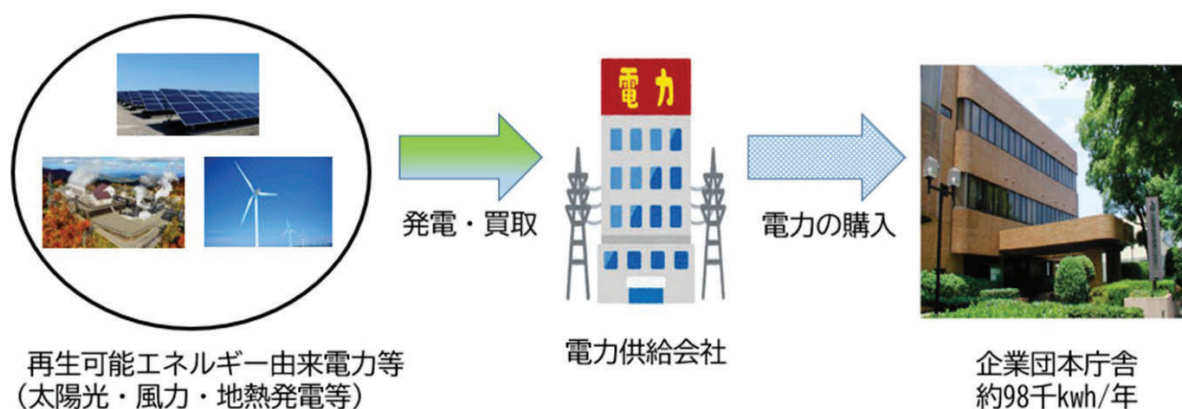
**【新規】エ 再生可能エネルギー由来電力等の導入**

**【予算： 104 千円】**

温室効果ガス排出削減を図るため、初めに本庁舎について再生可能エネルギー由来電力等に切り替えるもの。

※ その他の施設については、再生可能エネルギー由来電力等への切替コストが経営を圧迫しないように、節電に努めて電力料金の削減を行い、導入を検討していく。

令和7年度 本庁舎の全電力を再生可能エネルギー由来電力等へ切替





## ⑦ DXの導入・活用

業務効率化による人的資源の有効活用を図るため、業務改善の一環として導入・活用

### 【新規】

- ア AI を活用した管路劣化予測
- イ 地下埋設物調査受付のWEB化
- ウ 「水質情報共有システム」の構築
- エ ドローンを使用した水道施設の点検
- オ 「庶務管理システム」の導入

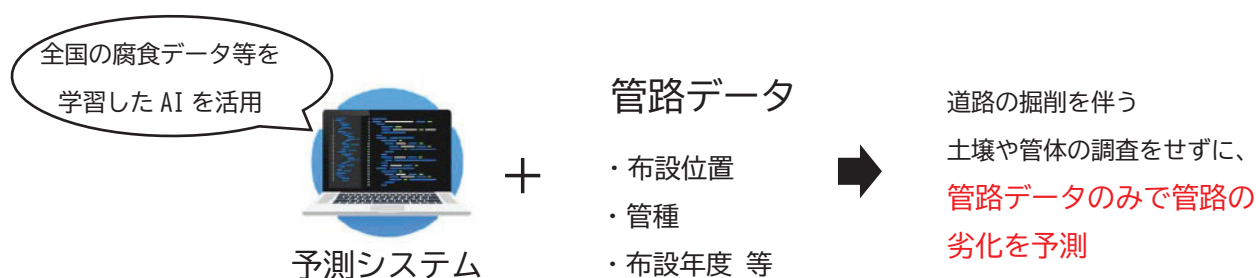
### 【継続】

- カ 「管路管理クラウドシステム」による現場調査（令和6年度開始）

### 【新規】 ア AI を活用した管路劣化予測

【予算：3,109 千円】

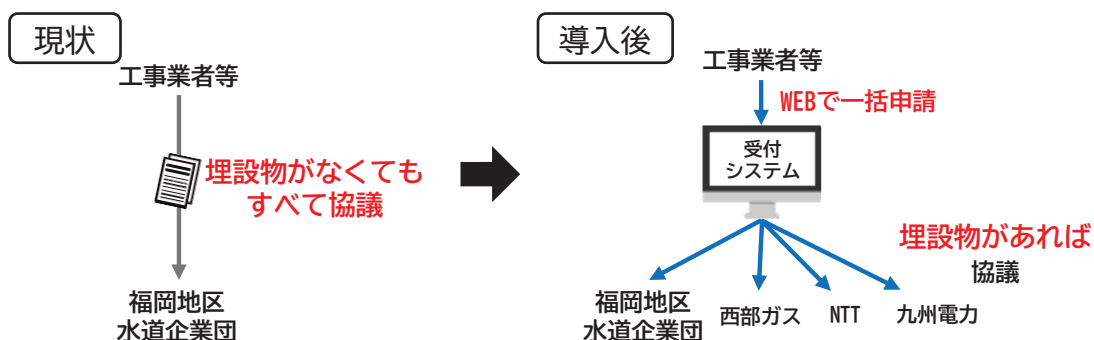
全国で蓄積された水道管や土壌などに関する様々なデータや知見とAI技術を活用し、現在の劣化状況の診断と、将来の管路の劣化状況を予測する。



### 【新規】 イ 地下埋設物調査受付のWEB化

【予算：555 千円】

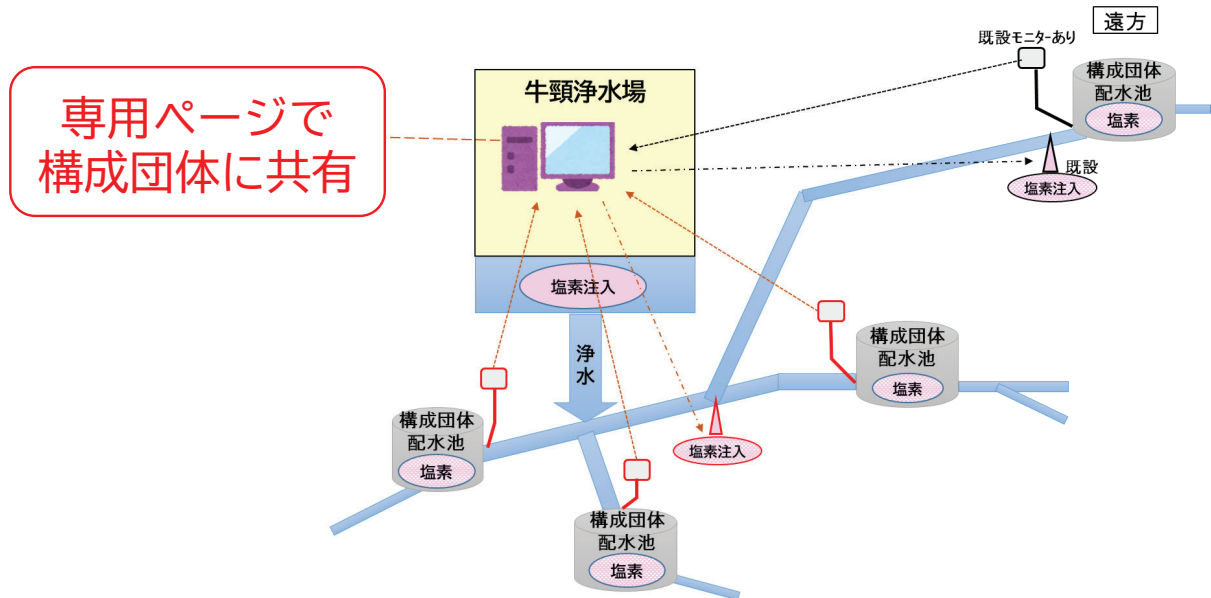
地下埋設物調査等をWEB上で行えるようにすることで、業務の効率化や工事業者等の負担軽減を図る。また、他の埋設物管理者との一括受付で、協議がなされていないまま行われる工事による破損事故を防ぐ。



【新規】 ウ 「水質情報共有システム」の構築

【予算：21,846 千円】

各配水池流入部分に設置している水質計器で測定したデータを、インターネット等を通して構成団体に共有することで、非常時対応の迅速化、水質情報の透明性の確保等が可能となる。



【新規】 エ ドローンを使用した水道施設の点検

【予算： - 千円】

水管橋の点検において、ドローンを活用することにより足場が不要となることで、点検の迅速化が図られる。

また、ドローンには高画質カメラを搭載しており、目視では見えにくかった細部まで確認・記録することが可能になる。



【新規】 オ 「庶務管理システム」の導入

【予算：9,350 千円】

事務処理のデジタル化により、手書き申請によるミスの削減やチェック機能の強化を図るとともに、書類作成や集計作業の大幅な時間短縮を図る。



これまでの紙前提の事務

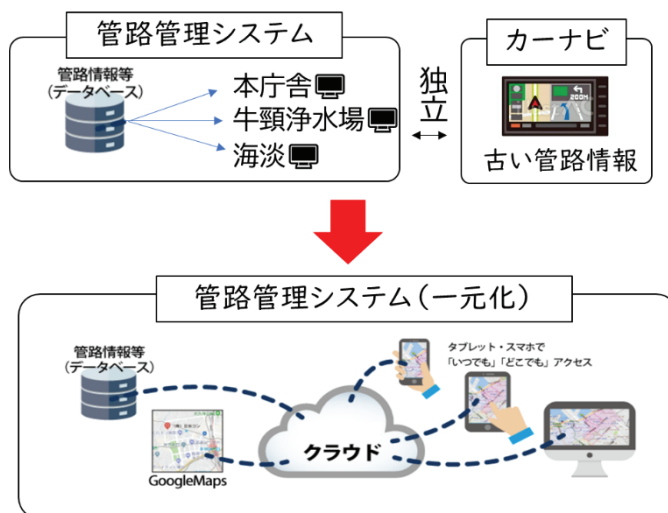


事務処理のデジタル化

【継続】 カ 「管路管理クラウドシステム」による現場調査（令和6年度開始）

【予算：4,861 千円】

管路情報をクラウド化することにより、モバイル端末での利用が可能になることで、現場での調査の迅速化等が図られる。また、常に最新の道路情報を反映できるため、現場と管路位置情報の不一致が無くなる。



### 3 予 算 (目別)

#### (1) 収益的収入

款・項・目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	増減(△)額 (A)－(B)	比 率 (A)/(B)
	千円	千円	千円	%
1. 水道用水供給 事業収益	13,059,071	12,735,143	323,928	102.5
1. 営業収益	11,697,975	11,517,982	179,993	101.6
1. 給水収益	11,694,232	11,514,225	180,007	101.6
2. その他の 営業収益	3,743	3,757	△ 14	99.6
2. 営業外収益	1,361,096	1,210,880	150,216	112.4
1. 県補助金	22,960	32,939	△ 9,979	69.7

内 訳

千円

用水供給料金と供給水量

(単位：千円、m<sup>3</sup>)

区 分		令和7年度 ①	令和6年度 ②	増減(△) ①-②
料 金	基本料金	9,715,444	9,551,802	163,642
	使用料金	915,676	915,676	—
	小 計	10,631,120	10,467,478	163,642
	消 費 税	1,063,112	1,046,747	16,365
	合 計	11,694,232	11,514,225	180,007
供給水量		91,567,674	91,567,674	—

※供給水量は協定水量の99%で設定

	令和7年度 ①	令和6年度 ②	増減(△) ①-②
配水池まわり電気料負担金等	3,743	3,757	△ 14

福岡県水道広域化事業補助金

款・項・目		令和7年度 予算額 (A)	令和6年度 予算額 (B)	増減(△)額 (A)－(B)	比率 (A)/(B)
		千円	千円	千円	%
	2. 受 取 利 息	21,513	5,747	15,766	374.3
	3. 受 託 収 益	79,876	79,059	817	101.0
	4. 構成団体補助金	9,316	10,158	△ 842	91.7
	5. 長期前受金戻入	949,899	915,633	34,266	103.7
	6. 消費税還付金	271,545	162,947	108,598	166.6
	7. 雑 収 益	5,987	4,397	1,590	136.2
	▲ 特 別 利 益	—	6,281	△ 6,281	皆減
	▲ そ の 他 特 別 利 益	—	6,281	△ 6,281	皆減

▲：令和7年度予算なし

内 訳			
	令和7年度 ①	令和6年度 ②	増減(△) ①-②
			千円
1. 預金利息	19,511	3,344	16,167
2. 貸付利息	36	33	3
3. 有価証券利息	1,966	2,370	△ 404
構成団体等からの水質検査受託料			
独立行政法人水資源機構への割賦負担金利息に対する構成団体からの補助金			
過去に建設改良費に充当した補助金等に係る当年度収益化に伴う戻入益			
消費税及び地方消費税の還付金			
	令和7年度 ①	令和6年度 ②	増減(△) ①-②
1. 使用済膜譲渡代 (海水淡水化センター)	3,155	1,433	1,722
2. 脱水ケーキ譲渡代 (牛頸浄水場)	242	330	△ 88
3. 土地使用料等	2,590	2,634	△ 44
▲ 令和5年度山口調整池及び寺内ダムに係る災害復旧事業国庫補助金			

(2) 収益の支出

款・項・目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	増減(△)額 (A)－(B)	比 率 (A)/(B)
	千円	千円	千円	%
1. 水道用水供給 事業費用	12,582,911	12,058,206	524,705	104.4
1. 営業費用	12,460,122	11,954,078	506,044	104.2
1. 原水及び浄水費	6,241,388	5,963,078	278,310	104.7
2. 送水費	684,729	671,511	13,218	102.0



内 訳

千円

(ダムや牛頸浄水場、海水淡水化センター等に要する経費)

	令和7年度 ①	令和6年度 ②	増減(△) ①-②
1. 給与費等	472,928	428,043	44,885
2. ダム等管理負担金	2,081,373	1,834,379	246,994
3. 維持管理費	3,687,087	3,700,656	△ 13,569
(1) 牛頸浄水場	1,097,220	1,075,557	21,663
(2) 海水淡水化センター	2,396,026	2,419,947	△ 23,921
(3) 水質センター	97,350	105,407	△ 8,057
(4) その他	96,491	99,745	△ 3,254

(送水管やポンプ場等に要する経費)

	令和7年度 ①	令和6年度 ②	増減(△) ①-②
1. 給与費等	140,592	123,360	17,232
2. 送水施設維持管理費	544,137	548,151	△ 4,014

款・項・目		令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	増減(△)額 (A)－(B)	比 率 (A)/(B)
		千円	千円	千円	%
	3. 総 係 費	339,907	306,299	33,608	111.0
	4. 議 会 費	14,812	14,840	△ 28	99.8
	5. 監 査 費	2,305	2,391	△ 86	96.4
	6. 減 価 償 却 費	5,119,005	4,942,983	176,022	103.6
	7. 資 産 減 耗 費	57,976	52,976	5,000	109.4

内 訳			
			千円
(事業全般に関する経費)	令和7年度 ①	令和6年度 ②	増減(△) ①-②
1. 給与費等	244,957	220,755	24,202
2. 庁舎維持管理費、交流・広報事業等	94,950	85,544	9,406
議員報酬等			
監査委員報酬等			
	令和7年度 ①	令和6年度 ②	増減(△) ①-②
1. 有形固定資産減価償却費（建物等）	3,333,221	3,157,200	176,021
2. 無形固定資産減価償却費（ダム使用权等）	1,785,784	1,785,783	1
固定資産除却費			

款・項・目		令和7年度 予算額 (A)	令和6年度 予算額 (B)	増減(△)額 (A)-(B)	比率 (A)/(B)
		千円	千円	千円	%
	2. 営業外費用	117,636	99,128	18,508	118.7
	1. 支払利息	117,626	99,128	18,498	118.7
	2 雑支出	10	—	10	皆増
	3. 特別損失	153	—	153	皆増
	1. その他特別損失	153	—	153	皆増
	4. 予備費	5,000	5,000	—	100.0
	1. 予備費	5,000	5,000	—	100.0

内 訳			
			千円
	令和7年度 ①	令和6年度 ②	増減(△) ①－②
1. 企業債利息	112,626	94,128	18,498
2. 借入金利息	5,000	5,000	－
給与費等の過年度支出			
消費税確定に伴う国庫補助金返還金			

### (3) 資本的収入

款・項・目		令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	増減(△)額 (A)－(B)	比 率 (A)/(B)
		千円	千円	千円	%
1. 資本的収入		5,210,569	4,391,054	819,515	118.7
1.	企業債	3,315,000	2,552,000	763,000	129.9
	1. 企業債	3,315,000	2,552,000	763,000	129.9
2.	国庫補助金	998,709	711,263	287,446	140.4
	1. 国庫補助金	998,709	711,263	287,446	140.4
3.	出 資 金	882,733	1,127,791	△ 245,058	78.3
	1. 構成団体 出 資 金	882,733	1,127,791	△ 245,058	78.3
4.	その他の 資本的収入	14,127	—	14,127	皆増
	1. その他の 資本的収入	14,127	—	14,127	皆増

内 訳	
	千円
建設改良費に充当する企業債	
管路整備事業に対する国庫補助金 （生活基盤施設耐震化等交付金 補助率1/4） クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	
独立行政法人水資源機構への負担金等 に対する構成団体からの出資金	
寺内ダム再生事業実施に伴う寺内ダム建設費負担金調整額	

(4) 資本的支出

款・項・目		令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	増減(△)額 (A)－(B)	比 率 (A)/(B)
		千円	千円	千円	%
1. 資本的支出		10,502,750	9,463,844	1,038,906	111.0
1. 設 備 費		7,959,118	6,071,091	1,888,027	131.1
	1. 固定資産購入費	257,962	81,341	176,621	317.1
	2. 諸 設 備 費	7,630,081	5,816,193	1,813,888	131.2
	3. 共同施設負担金	71,075	173,557	△ 102,482	41.0
2. 国 営 事 業 等 金 負 担		1,454,364	1,919,456	△ 465,092	75.8
	1. 国 営 事 業 等 金 負 担	1,454,364	1,919,456	△ 465,092	75.8



内 訳			
千円			
	令和7年度 ①	令和6年度 ②	増減(△) ①-②
1. 有形固定資産の購入 液体クロマトグラフ質量分析計等	208,404	56,156	152,248
2. 無形固定資産の購入 庶務管理(勤怠管理)システム	9,350	—	9,350
3. リース資産の購入 パソコン等	40,208	25,185	15,023
	令和7年度 ①	令和6年度 ②	増減(△) ①-②
1. 海水淡水化施設の設備更新	1,211,696	552,101	659,595
2. 牛頸浄水場の改良・更新	826,540	328,746	497,794
3. 水質管理機能の強化	486,684	844,569	△ 357,885
4. 管路の耐震化	4,845,822	3,731,332	1,114,490
5. その他	259,339	359,445	△ 100,106
共同施設の設備更新関連負担金			
福岡導水施設地震対策事業負担金等			

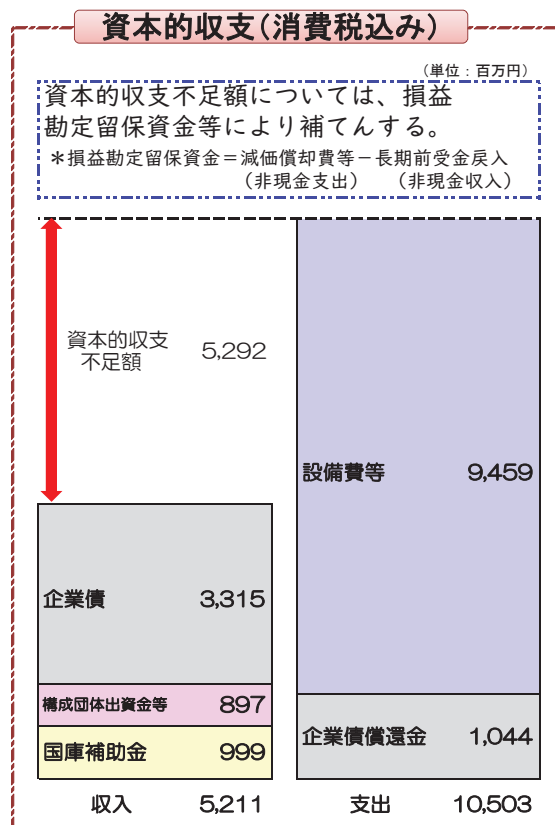
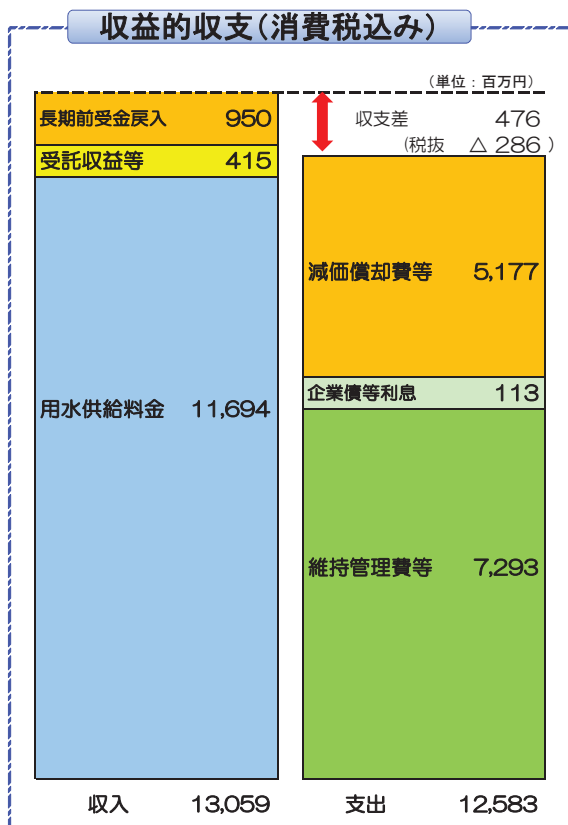
款・項・目		令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	増減(△)額 (A)－(B)	比 率 (A)/(B)
		千円	千円	千円	%
3.	償 還 金	1,044,396	1,468,297	△ 423,901	71.1
	1. 企業債償還金	1,044,396	1,468,297	△ 423,901	71.1
4.	国庫補助金 返 還 金	39,872	—	39,872	皆増
	1. 国庫補助金 返 還 金	39,872	—	39,872	皆増
5.	予 備 費	5,000	5,000	—	100.0
	1. 予 備 費	5,000	5,000	—	100.0

内 訳	
	千円
企業債の元金償還金	
令和5年度決算における特定収入が5%以下のため返還が必要となったもの	

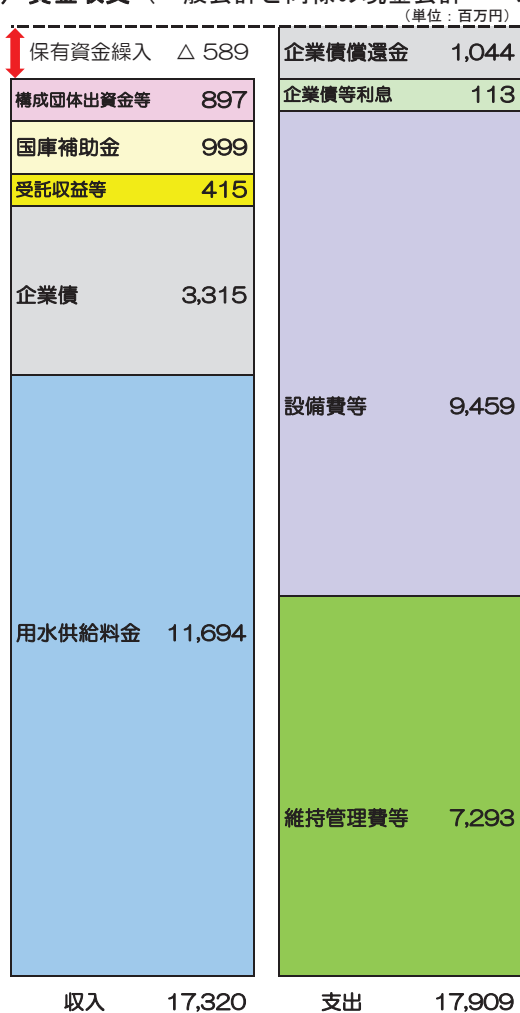
## 4 財政状況

### (1) 予算収支

※ 端数処理の関係で項目ごとの合計は一致しない。



### (2) 資金収支 (一般会計と同様の現金会計ベース)



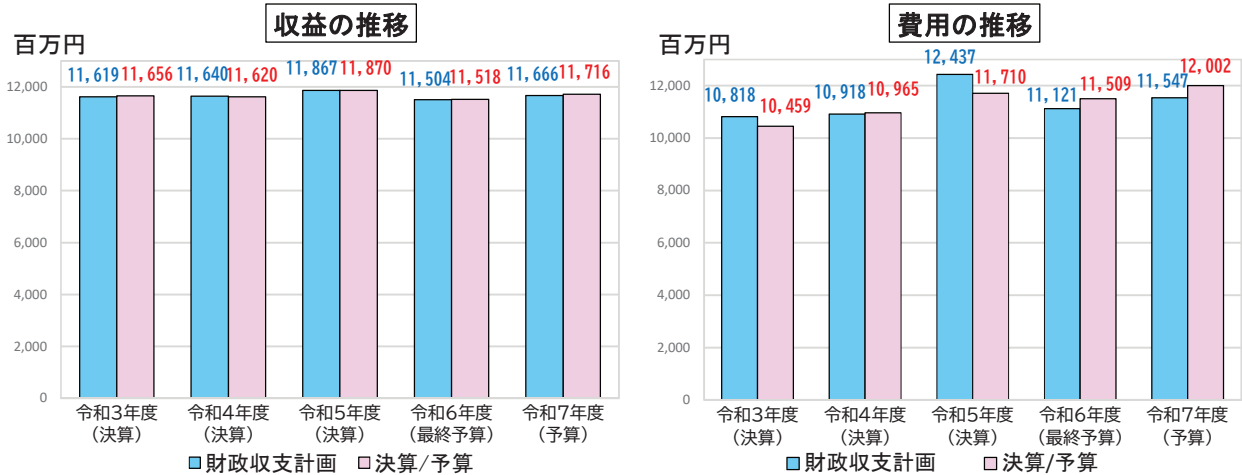
資金収支 = 収益的収支 + 資本的収支 - 非現金収支

\* 非現金収支 … 長期前受金戻入、減価償却費等  
(上図、収益的収支のオレンジ色の箇所)

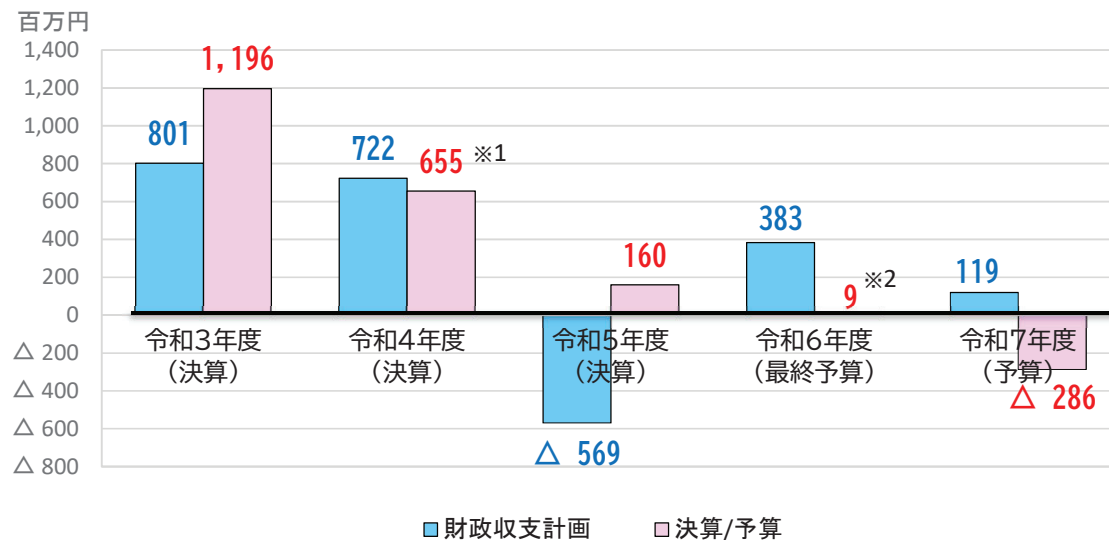
■ 単年度で資金不足となった589百万円は、保有資金から充当する。

### (3) 経営分析

#### ① 収益的収支（税抜）の推移

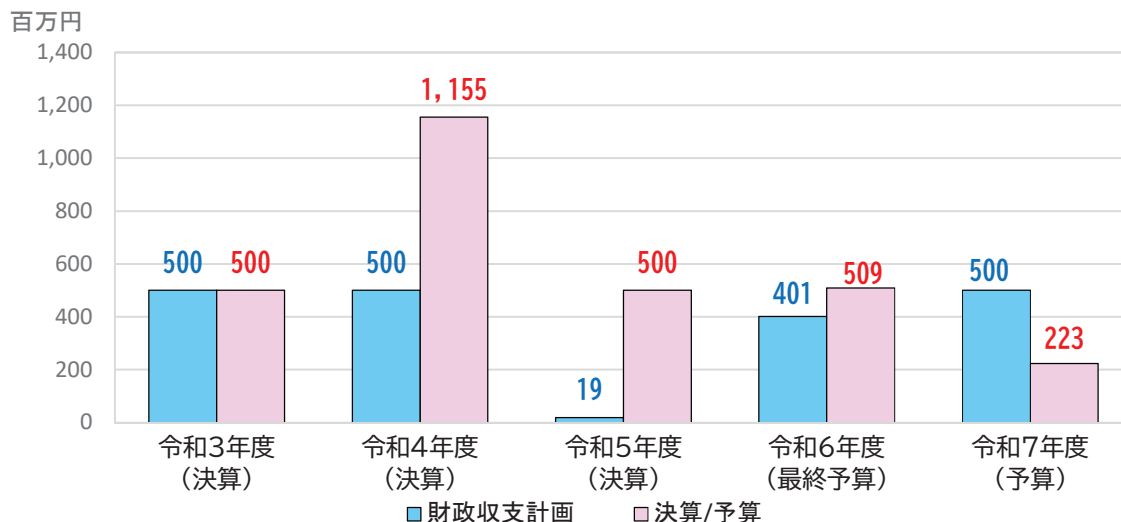


#### ② 収益的収支の単年度純損益（税抜き）の推移

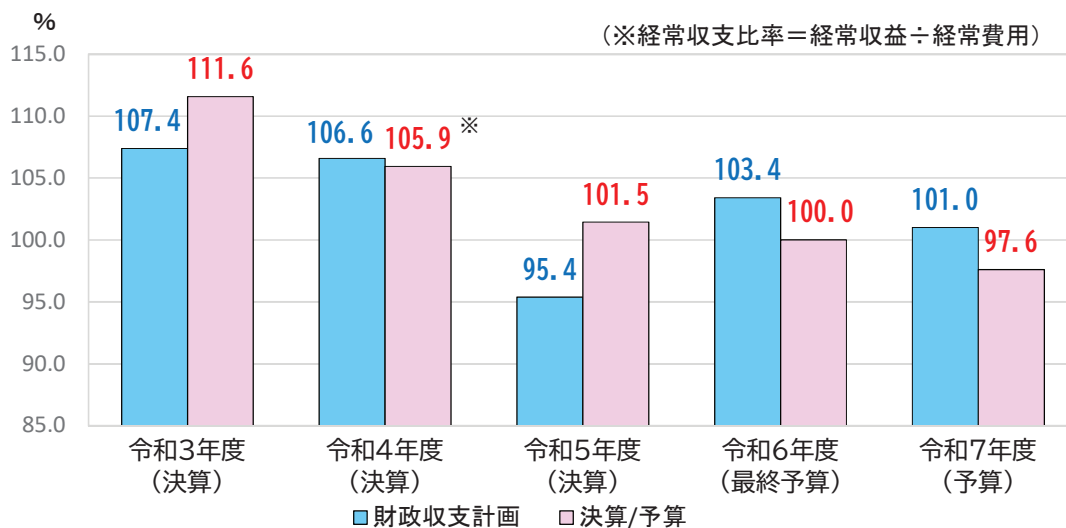


※1 令和4年度の利益は、過年度損益修正益分の利益(非現金)902百万円を含まない。  
 ※2 令和6年度予算には、令和5年度からの繰り越しを含む。

#### ③ 繰越利益剰余金の年次推移

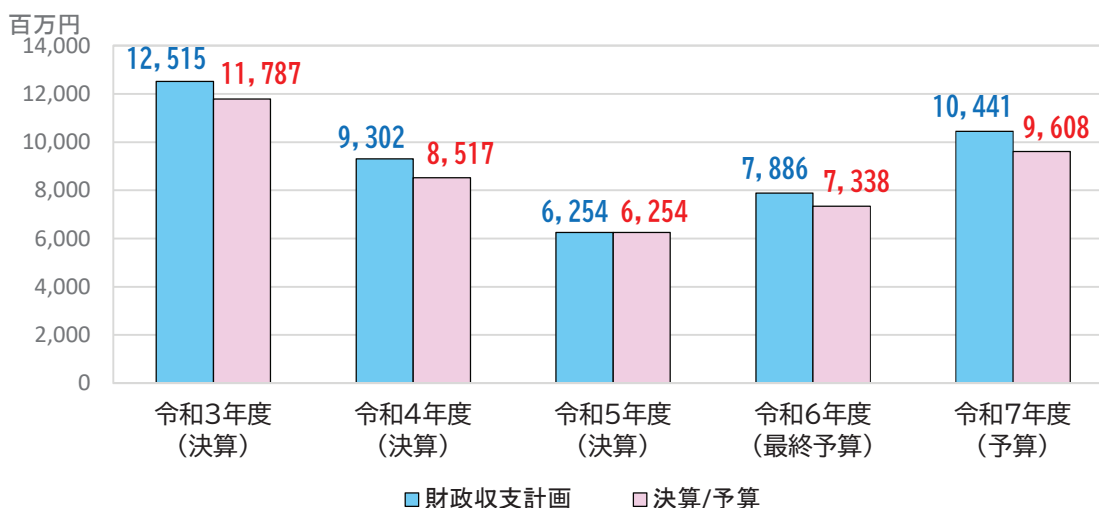


#### ④ 経常収支比率の推移



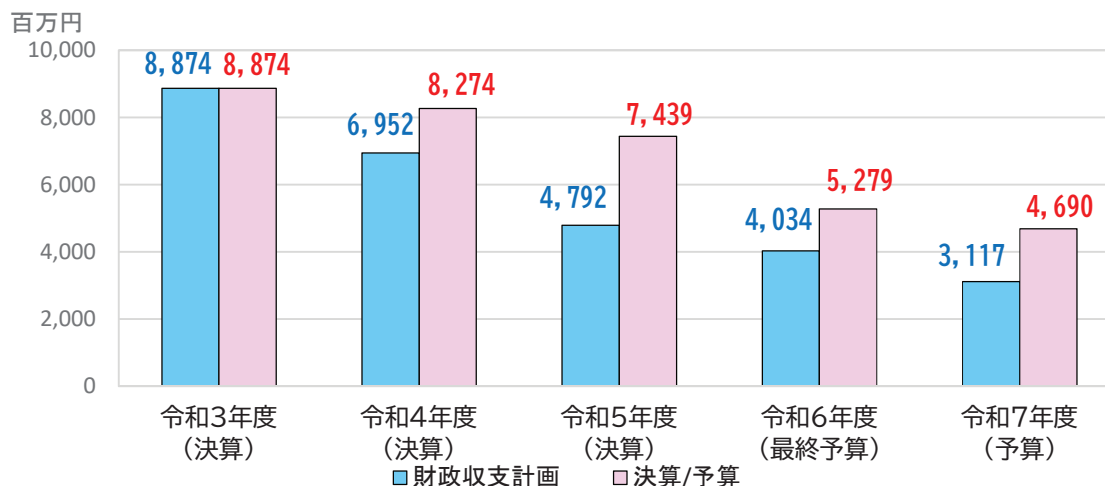
※令和4年度の経常収支比率は、過年度損益修正益分の利益(非現金)9億2百万円を含まない。

#### ⑤ 企業債等残高(税抜き)の推移



※ 企業債等残高のピークは平成12年度 857億87百万円

#### ⑥ 年度末資金残高の推移



※ 年度末資金残高のピークは、平成26年度以降では令和2年度 92億44百万円

## 5 令和7年度機構整備及び職員配置計画

—: 変更    □: 新設

現 行 (令和6年度)	整備案 (令和7年度)
<p>企業長</p> <p>副企業長(69)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務部(13) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課(5) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務係(3)</li> <li>— 企画広報係(1)</li> </ul> </li> <li>— 財務課(7) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 財務係(4)</li> <li>— 管理係(2)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>— 施設部(55) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 計画調整課(6) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 計画調整係(2)</li> <li>— 計画調整係(2)</li> <li>— 主査(浸透圧発電等担当)(1)</li> </ul> </li> <li>— 施設課(9) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 施設係(6)</li> <li>— 主査(維持管理等担当)(2)</li> </ul> </li> <li>— 牛頸浄水場(17) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 浄水第1係(12)</li> <li>— 浄水第2係(4)</li> </ul> </li> <li>— 水質センター(12) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 第1係(6)</li> <li>— 第2係(5)</li> </ul> </li> <li>— 海水淡水化センター(10) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 運転管理係(5)</li> <li>— 設備更新係(3)</li> <li>— 主査(水質管理担当)(1)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>企業長</p> <p>副企業長(69)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務部(19) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課(5) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務係(3)</li> <li>— 交流広報係(1)</li> <li>— 主査(法制等担当) 【議会事務局主査が兼務】</li> </ul> </li> <li>— 企画調整課(6) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 企画係(2)</li> <li>— 調整係(3)</li> </ul> </li> <li>— 財務課(7) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 財務係(4)</li> <li>— 管理係(2)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>— 施設部(49) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 施設課(9) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 施設整備係(6)</li> <li>— 維持管理係(2)</li> </ul> </li> <li>— 牛頸浄水場(17) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 浄水第1係(12)</li> <li>— 浄水第2係(4)</li> </ul> </li> <li>— 水質センター(11) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 第1係(5)</li> <li>— 第2係(5)</li> </ul> </li> <li>— 海水淡水化センター(11) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 運転管理係(5)</li> <li>— 機械更新係(2)</li> <li>— 電気更新係(2)</li> <li>— 主査(水質管理担当)(1)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<p>(議会事務局)(1)</p> <p>事務局長(総務部長兼務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 事務局次長(総務課長兼務) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 主査(議会・監査等担当)(1) 【監査事務局主査(議会・監査等担当)を兼務】</li> </ul> </li> </ul> <p>(監査事務局)</p> <p>事務局長(総務部長兼務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 主査(議会・監査等担当)兼務</li> </ul>	<p>(議会事務局)(1)</p> <p>事務局長(総務部長兼務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 事務局次長(総務課長兼務) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 主査(議会・監査等担当)(1) 【監査事務局主査(議会・監査等担当)を兼務】 【総務部総務課主査(法制等担当)を兼務】</li> </ul> </li> </ul> <p>(監査事務局)</p> <p>事務局長(総務部長兼務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 主査(議会・監査等担当)兼務</li> </ul>

### **第3 福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例案【議案第3号】**

#### **1 条例改正の理由**

水道法施行令等の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の変更等の所要の規定の整備を行う必要があるもの。

#### **2 改正の内容**

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としているところ、資格要件に下水道等（工業用水道、下水道、道路又は河川）に関する実務経験を含める等の改正並びに学歴及び学科要件における「土木工学科（土木科）」以外の課程の追加等の改正を行うもの。

#### **3 施行期日**

令和7年4月1日

#### **4 新旧対照表**

次頁のとおり



福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成25年条例第2号）  
新旧対照表

【下線部分が改正部分】

旧	新
<p>(条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第31条において準用する<u>第12条及び第19条第3項</u>の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及びその工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格について定めるものとする。</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第31条において準用する法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の<u>_____土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道_____</u> <u>_____</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>_____</u> <u>_____</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道_____</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>_____</u> <u>_____</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等</p>	<p>(条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第31条において準用する<u>法第12条及び法第19条第3項</u>の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及びその工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格について定めるものとする。</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第31条において準用する法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>において土木工学科又はこれに相当する課程_____</u> <u>_____</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>（1年6月上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学<u>において機械工学科若しくは電気工学科又はこれに相当する課程_____</u>を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等</p>

専門学校\_\_\_\_\_において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後\_\_\_\_\_）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者\_\_\_\_\_

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校\_\_\_\_\_において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者\_\_\_\_\_

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者\_\_\_\_\_

専門学校（次号において「短期大学等」という。）\_\_\_\_\_において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）\_\_\_\_\_

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）\_\_\_\_\_

(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）\_\_\_\_\_において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）\_\_\_\_\_

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）\_\_\_\_\_

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）\_\_\_\_\_

(6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者\_\_\_\_\_

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者\_\_\_\_\_

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者\_\_\_\_\_

(8) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(9) 外国の学校において、第1号から第6号まで\_\_\_\_\_に規定する課程に相当する課程\_\_\_\_\_を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）





## **第4 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案【議案第4号】**

### **1 条例改正の理由**

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮刑が新たな自由刑（拘禁刑）として単一化されたことに伴い、関係条例の規定の整備を行うもの。

### **2 改正の内容**

福岡地区水道企業団議会の個人情報保護に関する条例、福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び福岡地区水道企業団企業長等退職手当支給条例中、「懲役」又は「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

### **3 施行期日**

令和7年6月1日

### **4 条例案及び新旧対照表**

次頁のとおり

## 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

(福岡地区水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第1条 福岡地区水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年福企条例第4号)の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和48年福企条例第9号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(福岡地区水道企業団企業長等退職手当支給条例の一部改正)

第3条 福岡地区水道企業団企業長等退職手当支給条例(昭和52年福企条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

### 附 則

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)

(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

【第1条関係】

福岡地区水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年福企条例第4号）新旧対照表

【下線部分が改正部分】

現行	改正後（案）
<p>第1条～第51条（略）</p> <p>第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第1条～第51条（略）</p> <p>第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>（以下略）</p>



【第2条関係】

福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和48年福企条例第9号）  
新旧対照表

【下線部分が改正部分】

現行	改正後（案）
<p>第1条～第15条（略） （退職手当）</p> <p>第16条 職員が、勤続1年以上で退職した場合、又は勤続1年未満で次に掲げる事由により退職した場合は、退職手当を支給する。ただし、職員が引き続いて職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることとなるときには、支給しない。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 在職期間中に地公法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条の規定に該当し退職させられたであろうと認められる者又は在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者に係る退職手当の全部又は一部については、支払われる前にあっては支給を制限し、支払われた後にあっては返納させ、又はこれに相当するものを納付させることができる</p> <p>4～5（略） （以下略）</p>	<p>第1条～第16条（略） （退職手当）</p> <p>第16条 職員が、勤続1年以上で退職した場合、又は勤続1年未満で次に掲げる事由により退職した場合は、退職手当を支給する。ただし、職員が引き続いて職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることとなるときには、支給しない。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 在職期間中に地公法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条の規定に該当し退職させられたであろうと認められる者又は在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者に係る退職手当の全部又は一部については、支払われる前にあっては支給を制限し、支払われた後にあっては返納させ、又はこれに相当するものを納付させることができる</p> <p>4～5（略） （以下略）</p>

【第3条関係】

福岡地区水道企業団企業長等退職手当支給条例（昭和52年福企条例第4号）新旧対照表

【下線部分が改正部分】

現行	改正後（案）
<p>第1条～第5条（略） （退職手当の支給制限等）</p> <p>第6条 在職期間中に懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者又は 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者に係る退 職手当の全部又は一部については、支払わ れる前にあっては支給を制限し、支払われ た後にあっては返納させ、又はこれに相当 するものを納付させることができる。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第1条～第5条（略） （退職手当の支給制限等）</p> <p>第6条 在職期間中に懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者又は 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者に係る退 職手当の全部又は一部については、支払わ れる前にあっては支給を制限し、支払われ た後にあっては返納させ、又はこれに相当 するものを納付させることができる。</p> <p>（以下略）</p>

